

月刊誌「ビジネス法務」2022年2月号特別付録

「Business LAW FIRMS 2022」 広告募集のご案内

1.月刊「ビジネス法務」誌の概要

- ・発行日・価格：毎月21日発行・1,700円（税込）
- ・公称部数：15,000部
- ・発行元：株式会社中央経済社
- ・判型・ページ数：B5判・160頁
- ・創刊：1998年
- ・読者層：企業法務、人事・総務担当者（6割）、弁護士・学者・学生（4割）
- ・その他：定期購読企業の6割近くが東証一部上場の大企業、その他は非上場の中小企業です。業種に偏りはなく、広く「企業法務」にご関心のある方にご愛読頂いております。販売方法は①書店、②定期購読、③直販となります。

2.ビジネス法務2022年2月号「特別付録」の概要

- ・題名：「Business LAW FIRMS 2022」（仮題）

※題名は予告なく変更する可能性があります。

【内容案】

1. 広告記事：これからの時代にあわせ拡充していきたいサービス・貴事務所にて押し出していきたいサービスを中心に、ご自由にご紹介ください。
2. 事務所情報：①事務所名、②弁護士数・各種スタッフ数（2021年10月or11月現在）、③事務所所在地（郵便番号、住所、ビル名等）、④Tel No.、Fax No.、メールアドレス、URL、⑤ロゴ、⑥事務所概要の文章（300文字前後）、⑦貴事務所の取扱い分野をいくつか列挙。
3. 巻末に、書籍&セミナー情報をまとめたコーナーを設ける予定です。広告をお申込みいただいたご事務所におかれましては、近刊情報、セミナー開催情報などを各3つまで無料掲載可能でございます。

【頒布方法、体裁】

- ・頒布方法：2022年2月号（2021年12月21日発売）の付録冊子として頒布。また、当誌ウェブサイトのトップページに、特別付録データへのPDFリンクを、1年間（2021年12月21日～2022年12月20日まで）掲載。
- ・判型：B5判（本誌と同様のサイズとなります）
- ・カラー：4C（フルカラー）
- ・頁数：未定（ご出稿数に応じ決定します）

3.ご出稿スペース・費用

スペース		費用
4頁（見開き×2）	縦230mm×横300mm	50万円（税別）
2頁（見開き）	縦230mm×横300mm	35万円（税別）
1頁	縦230mm×横150mm	20万円（税別）

※4頁>2頁>1頁の順番にて、それぞれ50音順（弁護士法人の読みは除く）に掲載致します。

4.お申込み締切等

- ・お申込み締切：7月30日（金）

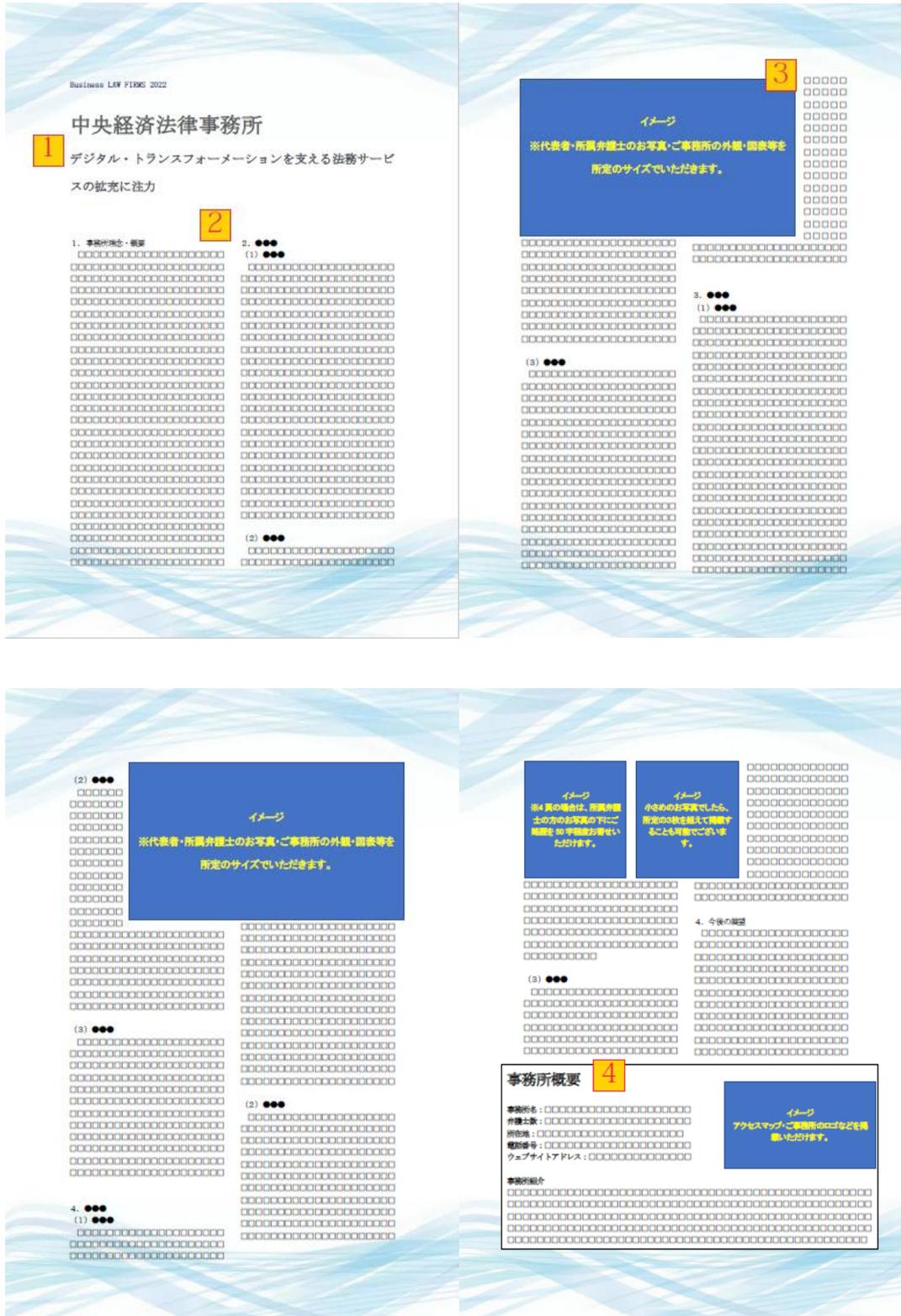
※本冊子製作の最小お申込み数（最少催行事務所数）は20事務所を想定しております。
7月末時点でお申し込みが20に満たない場合、別途ご案内を差し上げます。

- ・広告原稿・素材（写真等）のご提出締切：9月21日（火）

※基本的に、原稿・お写真などの広告素材については貴事務所にてご用意をお願いいたします。もし、ご用意が難しい場合は編集部によるインタビュー&記事作成も可能ですが、この場合、手数料として10万円（カメラマン代：3万円、ライター代：3万円、印刷所での組版代：3万円、編集手数料1万円）をいただきたく存じます。

5.誌面イメージ

① 4頁（※デザインはあくまでもイメージとなります）



② 2 頁 (※昨年度の紙面イメージとなります)

BUSINESS LAW FIRMS 2021 新型コロナウイルス向き合う弁護士・法律事務所
池田・染谷法律事務所

池田・染谷法律事務所

1 コロナ下でより一層専門性に磨きをかける
新しい時代の独占禁止法・消費者関連法事務所

2 新時代のプティック型事務所

池田・染谷法律事務所は、独占禁止法と消費者法という2つの専門分野を組み合わせたこれまでにないプティック型事務所として2018年10月に誕生しました。当初弁護士2名で始まった事務所は、わずか2年で弁護士数も急成長しました。すでにこれから2名の入所予定者が決定しているほか、さらなる増員を予定しています。さらに、2020年12月より、国民生活センターの理事の職を7年余り務めた、一橋大学名誉教授の松本剛雄氏を顧問として迎えました。松本氏は、内閣府消費者委員会の初代委員長を務め、SDGsの先駆けとなったISO規格の構築にも関与してきた、数少ない消費者法研究における第一人者です。松本氏には、ご依頼案件への大所高所の観点からのアドバイスも期待できるほか、消費者志向経営の社外役員や第三者委員会といった立場でも貢献できるものと考えています。

設立パートナーの池田・染谷は、それぞれ本事務所設立前に公正取引委員会・消費者庁に勤務し、規制官庁の最前線の知見をご依頼者様に提供しています。設立後わずか2年余りですが、独占禁止法のご相談は年間約100件、消費者法関連のご相談は広告・表示を中心に年数百件にのぼります。公正取引委員会・消費者庁・その他の官庁・地方自治体による指導調査への対応も本事務所設立後に受任したもので、数多くを数え、専門事務所として圧倒的な経験と有していると考え、貴社の案件において規制官庁が出した処分案をその後の対応で覆すなど、すでに顕著な実績を上げています。

独占禁止法・消費者法の重要性は今や高まってお

り、当事務所の業務の幅も広がっています。近時では、プラットフォームや電気通信事業者への対応といった独禁法と消費者法の交差分野における問題が顕著しており、ご依頼者様のニーズを把握しています。独占禁止法分野においては、公正取引委員会の立入検査・審査手続に対応するといった伝統的業務はもちろん重要な位置を占めますが、他社間のM&A(企業結合)案件に対して独占禁止法違反を理由に物中など、活用場面が広がっています。一方、消費者法という消費者庁所管法令を思い浮かべますが、実はそれだけではありません。景観法や資金決済法、銀行法などにも消費者を守る仕組みが入っており、B to Cに関するものは、すべて消費者法であり、このような意味での消費者関連法のご相談案件は急増しています。

今はネットもSNSも成熟し、企業が消費者と直接向き合うことが求められます。企業による誤解的・恣意的な行為は、法律だけでなくレピュテーションという観点からも大きなダメージとなり、従業員とのモチベーションにも影響を及ぼします。消費者とダイレクトに、中長期的で持続可能な関係を築きたいと立ち行かない時代が到来しているのです。

事務所を支える3つの理念

当事務所は、独占禁止法と消費者関連法を扱うプティック型事務所としてオンライン上で自負していますが、設立以来、多くのご依頼者様に好評いただくことができたのは、設立時から掲げる「ソリューション・リエゾン」[「ソリューション思考」]「スタートアップ志向」という3つの理念の実践による、既存の法律事務所との差別化が、ご依頼者様



3 事務所ではあらゆるパッケージサービスを提供するウェブサイトにも取り組んでいます。独占禁止法や消費者関連法をビジネスの優位性につなげるための活用方法について、さらに働き方改革を推進するスタートアップ事務所ならではの柔軟性と創造性あるサービスを提供していきたいと考えています。

ポストコロナに向けた展望

コロナ下にあっても、プラットフォームに対する各団体の独占禁止法の適用は顕著化し、新たな事業が多数生まれています。公正取引委員会は2020年9月から立入検査を開始し、12月の改正独占禁止法の施行への準備を進めています。また、消費者関連分野ではウイルス除去などを謳う商品への関心が大きく高まり、当事務所の業務対応も急増しました。このような背景のもと、売掛金回収は、コロナ前の昨年(2019年)に比べて2倍以上に増加しています。

当事務所の業務分野へのニーズの高まりを受け、2020年5月に、オフィスを平河町から有明駅前へ移転しました。コロナ下でも順調に発展を遂げることができました。今後さらに専門性に磨きをかけ、独占禁止法・消費者関連法の分野でビジネスのお役に立つことのできるご依頼者様に還元してまいります。

企業法務分野では近時「ルールメイキング」がバズワード化していますが、たとえばハードローである立法や法改正は一朝一夕には実現しません。しかし、ガイドラインへの働きかけ、ノーアクションレターなど各種制度の活用、業界での自主規制の策定など、私たちはこれまでの経験に基づきさまざまなソフトローの活用を常に念頭に置いています。取組みのレベルが高ければ高いほど、結果上がったルールが参入障壁となり、競合に対する優位性にもなります。そこで、ハードローがない分野に踏み出すご依頼者様に「ルールメイキング思考」を共有させていただき、自主的な取組みの必要性をアドバイスしています。「スタートアップ志向」という理念には、人数が増えなくてもスピード感やダイレクト感を失わないようにという意味を含んでいます。専門性の高い案件を相談すると若い弁護士のリサーチ力が大人で自信が持てるまで特長がからかるといった従来の法律事務所像とは一線を画しています。また、他の法律事

4

池田・染谷法律事務所
 弁護士 池田 浩一(2020年12月) 池田 浩一
 弁護士 染谷 隆一(2020年12月) 染谷 隆一
 〒100-0006
 東京都中央区有明2-7-1 有明ビル14階
 TEL:050-1745-4000
 URL:https://www.ikedasomeya.com/

6
7

4

③ 1 頁 (※昨年度の紙面イメージとなります)

弁護士法人イノベンティア・ 特許事務所イノベンティア

1 変革を求められる企業のビジネス、 技術革新を支える

企業の新たなビジネス戦略と知的財産

新型コロナウイルスの流行は世界を大きく変え、企業も大きな変革を迫られることになりましたが、新しい働き方のもとでの企業の新たな取組みのなかには、技術や知的財産が関係する課題も多くあります。たとえば、ポストコロナを見据えた独自の企業や大学との共同研究や共同開発、新しいIT設備の開発や導入に伴うライセンスの取得、インターネット配信や業務の効率化のための著作権の利用などにおいては、知的財産権への配慮が不可欠です。また、技術やアイデアを持っている企業においては、今後増えていくであろう他社との協業において、自社の技術やノウハウをいかにして守り活用していくかにつき戦略を立てたうえで、自社の事業に組み入れていく必要があります。

イノベンティアは、設立時から企業の知的財産権の取得と活用を業務の柱としており、知的財産の専門集団として、こうしたポストコロナの新しい企業ニーズをワンストップでサポートしています。

新しい働き方のもとでの クライアントサービス

多くの企業がテレワークを含む新しい働き方に移行していますが、イノベンティアでは、創業時よりリモートワークを取り入れ、クラウドや各種コミュニケーションツールを積極的に導入した結果、パンデミック下でも職員の安全を確保しつつ、クライアントの皆様に対し迅速に柔軟なサービスを提供することができました。今後も、クライアントの皆様のご状況に応じ、適切かつ迅速なリーガルサービスを提供できるよう日々体制を見直してまいります。

2



3

また、新型コロナウイルスの影響により対面で専門的な情報を交換する機会が失われていますが、イノベンティアでは、引き続き、さまざまな形で質の高い専門情報を発信し、企業の法務部・知財部の皆様のお役に立つ努力をしています。雑誌への記事掲載や論文の公表、書籍出版などのほか、ウェブサイト上の「イノベンティア・リーガル・アップデート」や、外部のメディアを通じ、オンライン情報の発信も積極的に行っています。さらに、朝の出勤前の時間を活用したセミナーである「イノベンティア・モーニング・ブリーフ」をオンライン開催に切り替えたのに加え、2020年7月より、新たに「リーガル・アップデート・ライブ」をウェビナー形式で開催し、最新の法律情報をお伝えしています(いずれも無料)。

4

弁護士法人イノベンティア・特許事務所イノベンティア
 弁護士数: 弁護士15名 (うち外国弁護士1名)、弁理士5名
 (2020年11月現在)
 代表弁護士(イノベンティアグループ代表): 飯島 多(第一東京弁護士会)
 大阪事務所
 〒530-0001 大阪市北区梅田2-4-0ブリーゼタワー12階
 東京事務所
 〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1有楽町電気ビル北館14階
 TEL: (大阪事務所) 06-6346-7580 (代表)
 (東京事務所) 03-6261-6581 (代表)
 URL: <https://inoventier.com>

6.作成要綱の概要

「特別付録」全体としての統一感を出すため、ご出稿スペースに応じ、レイアウト・字数を固定させていただきます。なお、お申込み頂いた方には、別途ページ数に応じた詳しい作成要綱をお送り致します。

※①～④は4～6頁「5. 誌面イメージ」に対応致します。	①広告タイトル	②本文・見出しの字数	③お写真等	④ご事務所概要
4頁 (見開き2ページ)	60字以内に て、ご自由に 広告タイトル をお寄せください。	本文字数＝5,000字以内 見出し・本文含め、5,000字以内にてご執筆ください。 見出しタイトルは60字以内でご作成ください。 見出し数は最低4つ、上限8つまでとさせていただきます。 なお小見出しは「(1)、(2) > (a) (b)」とさせていただきます。	①代表者・所属 弁護士のお写真、ご事務所のお写真、図表等をご掲載頂けません。最大3枚。 (所属弁護士のお写真を略歴50字程度の略歴つきで掲載することも可能でございます。) ②ご事務所概要部分に、ご事務所へのアクセスマップやご事務所のロゴをご掲載頂けません。	事務所名、弁護士数、所在地、 電話番号、ウェブサイトアドレス、 (メールアドレス)、事務所紹介(500字以内)等をお寄せください。
2頁 (見開き)		本文字数＝2,500字以内 見出し・本文含め、2,500字以内にてご執筆ください。 見出しタイトルは60字以内でご作成ください。	①代表者・所属 弁護士のお写真や、ご事務所のお写真、図表等をご掲載頂けます。 ②ご事務所概要部分に、ご事務所へのアクセス	事務所名、弁護士数、所在地、 電話番号、ウェブサイトアドレス、 (メールアドレス)、事務所紹介(300

		見出し数は最低2つ、上限6つまでとさせていただきます。 なお小見出しは「(1)、(2) > (a) (b)」とさせていただきます。	マップやご事務所のロゴ、近刊書籍の書影等、画像をご掲載頂けます。	字以内)等をお寄せください。
1頁		本文字数=950字以内 見出し・本文含め、950字以内にてご執筆ください。見出しタイトルは40字以内でご作成ください。見出し数は最低2つ、上限3つまでとさせていただきます。なお小見出しは「(1)、(2) > (a) (b)」とさせていただきます。	①代表者・所属弁護士のお写真や、ご事務所のお写真、図表等をご掲載頂けます。 ※②ご事務所概要部分には画像をご使用頂けません。	事務所名、弁護士数、所在地、電話番号、ウェブサイトアドレス、(メールアドレス)等をお寄せください。

<お問い合わせ先>

出版社中央経済社「ビジネス法務」編集部・広告チーム (担当: 和田・西川・寺川・阿部)

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-31-2

電話03-3293-3371 Fax 03-3291-5127

E-mail : bjh-q@chuokeizai.co.jp

※当誌ウェブサイトでは、本件に関するより詳しい情報も掲載しております。あわせてご覧頂けますと幸いです。

<https://www.chuokeizai.co.jp/bjh/ad/>